

中小企業の事業継続力の強化を応援します!

「事業継続力強化計画」認定制度のご案内



災害に負けない、“事業継続力”を強化しよう。

地域の経済活動やサプライチェーンを支える企業として、いざという時に従業員の命や雇用を守り、地域や顧客との関係を維持・発展させていくことが必要です。

実効性のある計画を策定し、災害に負けない“事業継続力”を強化させましょう。



自然災害は年々増加

近年の気候変動等の影響により、西日本豪雨（平成30年7月豪雨）や台風による深刻な被害が各地で発生しています。

加えて、近い将来、南海トラフ地震や首都直下型地震といった巨大地震の発生が予測されています。また、全国各地で雪害や竜巻、火山の噴火等様々な自然災害に伴うリスクも想定されます。

災害発生に伴う数々のリスク

事業活動停止のリスク

1. 営業再開が遅れ、取引先が発注先を替えてしまう。
2. 営業停止期間中、経営上の損失が生じ続ける。
3. 営業停止期間中に得られたはずのビジネスチャンスを逃してしまう。

ヒト(人員)

連絡網等を準備していなかったため、一部従業員の所在が掴めず、人手の確保ができない!

モノ(建物・設備・在庫等)

大雨で浸水し、倉庫にあった在庫が全て販売不可になってしまった!

カネ(資金繰り)

保険に入っていなかったため、設備の復旧に必要な資金の目途が立たない!

情報(顧客データ等)

データのバックアップを保存しておらず、重要なデータをすべて喪失してしまった!

まずは自然災害によるリスクを想像し、対策に向けて一歩を踏み出すことが重要です。

防災・減災対策に取り組む中小企業を応援する新しい制度がスタートします!

「事業継続力強化計画」認定制度



認定ロゴマーク

経済産業省では、中小企業・小規模事業者の方々が防災・減災に向けて取り組む計画を認定します。計画の認定を受けた中小企業の皆様は、下記の支援策(優遇制度)をご活用いただけます。(一部条件がある支援策があります。)

認定企業への支援策

- 1 日本政策金融公庫による低利融資(設備投資資金)
- 2 信用保証枠の追加
- 3 防災・減災設備への税制優遇
災害時に役立つ設備(自家発電設備、制震・免震ラック、止水板等)を導入した場合に特別償却(20%)が可能
- 4 補助金の優遇措置
- 5 認定ロゴマークの使用
- 6 本制度と連携いただける企業・団体からの支援

申請方法

(1) 「事業継続力強化計画」の策定

本パンフレットや中小企業庁ホームページに掲載している「策定の手引き」を参考いただき、事業継続力強化計画を策定ください。

(2) 申請

計画策定後、管轄する経済産業局(又は内閣府沖縄総合事務局)に申請書及び必要書類をご提出ください。

(3) 認定

申請後、認定まで約45日かかります。

(4) 計画の開始

計画が認定された場合、申請した経済産業局から認定通知書が交付されます。認定後は、計画に記載した項目を実施ください。
※計画認定後に、上記支援策をご活用いただけます。

経済産業大臣
(地方経済産業局等)

申 請 ↑ ↓ 認 定

事業継続力強化計画

中小・小規模事業者等

“実効性のある具体的

“何のために取り組むか”を確認しよう

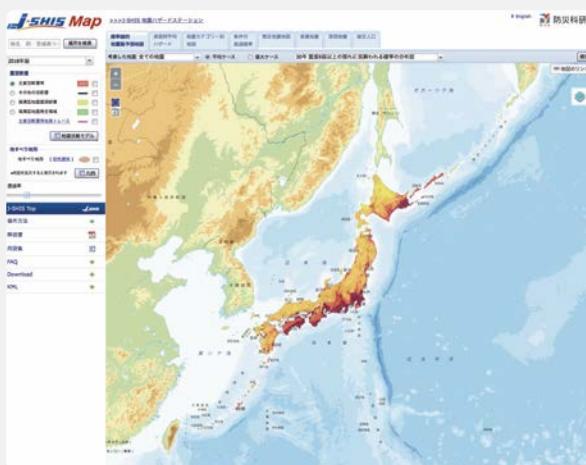
取組の目標を考えましょう。事業者によって目標(目的)は相違します。被災した場合を想定して、「事業継続力強化に取り組む目的」を明確に決めておきましょう。目的を社内で共有しておくことで、いざという時に従業員は適切な対応を取ることができます。

ハザードマップを活用し、自然災害リスクを把握しよう

国や各地方公共団体では、域内の自然災害を“見える化”したハザードマップを公開しています。また、防災科学技術研究所のJ-SHIS(地震ハザードステーション)では、全国地震動予測地図を公開しています。このような情報を参考に、自社の立地する拠点や地域において、どのような自然災害リスクがあるのか把握しましょう。そして、自然災害等により、自社にどのような影響が発生するのか、ヒト、モノ、力、情報の観点から考えてみましょう。

ハザードマップが確認できる情報サイト

防災科学技術研究所
「地震ハザードステーション」
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>



国土交通省
「ハザードマップポータルサイト」
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



な計画”を認定します!

自社にとって必要な事前対策を実施しよう

自然災害等が発生した場合の初動対応を決めておきましょう。また、自社への影響を推定し、目的達成のため必要な「事前対策」を具体的に検討しましょう。

自然災害等が発生した場合の初動対応例

人命の安全確保
(従業員の避難、安否確認)

非常時の
緊急体制の構築

被害状況の把握と
情報発信

効果のあった対応

適切な避難誘導(東日本大震災)

工場に最も近い高台を避難場所として決めておき、従業員に対する避難誘導手順を作成しておいたため、従業員を無事に避難させることができた。

安否確認の実施(東日本大震災)

平常時に従業員の緊急連絡先リストを作成しておいたことで、災害時に安否確認メールの一斉送信をすぐに行え、従業員一人一人からの返信によって安否を確認することができた。

指揮命令体制の整備(大阪府北部地震)

災害対策本部の設置基準を「震度6以上」の地震が発生した場合」と設定し、災害対策本部の構成要員、各班の役割も事前に決めていたことで、混乱なくスムーズに対策本部を設置することができた。

状況把握と情報発信(西日本豪雨)

災害が発生した場合に「工場の被害状況」「工場の復旧見通し」「納期の遅れの発生の有無」をホームページを通して発信することと、主要な顧客に対して同情報を連絡することを決めていた。結果、混乱が起きず、納期の遅れは少しあったものの顧客離れが起きることもなかった。

ヒト(人員)の事前対策例

災害時の緊急参集要員の決定

離れた地域の同業者や関係企業と
非常時の人員応援協定を締結

効果のあった対応

遠隔地の同業者が代替生産(熊本地震)

事前に遠隔地の同業者と応援協定を結び、代替生産体制を構築していたため、被災時に重要な金型を提携先に持ち込み、応援人員により、生産を継続することができた。

モノ(建物・設備・在庫等)の事前対策例

- 排水溝等の定期的な清掃
- 棚、什器、机、パソコン、モニター等の固定状況、耐震対策の状況の確認、免震装置の導入(地震対策)
- 配電盤を高所に設置(水害対策)
- 二次災害の危険性があるボイラーや火気設備等に自動停止機能を付加
- 事業に必要な資源(設備、資材、燃料)の調達先リストの作成

効果のあった対策

受電設備等の高所配置(西日本豪雨)

過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置しておいたため、豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業を再開できた。

オフィス内什器、事務機器の固定(大阪府北部地震)

事業所内にある棚やコピー機、社員のデスクまわりの固定化をしていたため、大きな被害が出なかった。

カネ(資金繰り)の事前対策例

- 水災や地震等の災害に対応した損害保険や共済への加入
(建物や機械設備だけでなく、製品在庫や資材等を対象とした保険・共済に加入)
- 休業時に利益補償をする保険に加入
- 被災した際に融資を受けられる金融機関や行政窓口の確認

効果のあった対策

リスクファイナンス対策の取り組み(東日本大震災)

津波で大きな被害を受けたが、地震保険にあらかじめ加入していたため、保険で復旧費用を確保できた。結果、従業員を解雇することもなく、その後の新入社員確保にプラスに作用した。

情報(顧客データ等)の事前対策例

- 契約書や顧客情報(重要な情報)のバックアップを作成し、安全な場所(貸金庫や遠隔地)に保管

効果のあった対策

機械の設計図面データの常時バックアップ(東日本大震災)

機械の設計図面等の重要なデータのバックアップを遠方のグループ会社に常時保管していたため、地震によるサーバの停止後の復旧が迅速にできた。

実効性を確保する取組を!

具体的な対応を定めた事前対策をいつでも実行できるよう、その実効性を確認(検証)しておくことも重要です。経営者も積極的に関与し、定期的に訓練や計画の見直しを行いましょう。

- 計画の策定過程での、経営者の関与
- 計画の実効性を確認するための訓練実施
- 計画内容の見直し

期待される取組事例

目的の明確化

鋳型中子製造業

「大切な従業員の命を守り、地域の暮らしの活力、地域経済力を守ることを目的とし、掲げたことで従業員の定着率向上にも貢献。



モノの対策／代替生産

プレス加工業

自社被災地の代替生産協定を同業他社と締結し、協定先に金型を提供できる体制を整備。



カネの対策／保険の活用

酒造業

工場が水没して大きな損害が発生したが、事前に水災保険に加入していたため、設備の復旧費用の多くを補填し、新しい設備を早期に導入。



ヒトの対策／協力体制の構築

プレス加工業

遠隔地の同業者と協力体制を構築し、被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。



ヒトの対策／初動対応手順の設定

研磨加工業

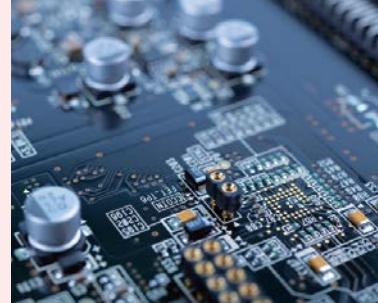
被災から2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、安否確認、復旧等の手順を定めていたため、水災により被害を受けたが、目標どおり事業を再開。



モノの対策／防災・減災投資

電子部品製造業

事前に生産設備等に免震・制震対策を施していたため、震度5の揺れがあったが、被害は軽微。



モノの対策／受電設備等の高所配置

生花店

過去の水害を踏まえ、冷蔵用の電気設備を高所に配置したため、豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開。



情報の対策／情報のバックアップ

機械製造業

設計図面等の重要データを遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。



よくある質問

Q 申請書はどこに提出するのですか。

A 申請者(連携計画の場合は代表者)の所在する地域を管轄する経済産業局(又は内閣府沖縄総合事務局)にご提出ください。

Q 申請書の様式はどこで入手できますか。

A 申請書の様式は下記中小企業庁ホームページからダウンロードできます。「策定の手引き」も併せて公表しておりますので、申請書作成(計画策定)の際にご参考ください。

Q 計画の策定方法がよくわかりません。サポートしてもらうことはできますか。

A 専門家による策定支援(ハンズオン支援)や、策定のためのワークショップの開催を行なっております。(詳しくは下記ホームページにて最新の情報をご確認ください。)

Q 認定を受けた事業者はどのような支援を受けることができますか。

A 当パンフレット(2ページ)で各支援策を簡単にご紹介しております。「低利融資」についてはお近くの日本政策金融公庫の支店、「信用保証枠の追加」についてはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。(その他の優遇制度については経済産業局にご確認ください。)

■中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

中小企業庁HP ▶ 経営サポート ▶ 経営安定支援・BCP ▶ 事業継続力強化計画

お近くの経済産業局等(申請のご相談)

北海道経済産業局 産業部 中小企業課 011-709-1783 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

東北経済産業局 産業部 中小企業課 022-221-4922 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1

関東経済産業局 産業部 中小企業課 048-600-0321 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
中部経済産業局 産業部 中小企業課 052-951-2748 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号

近畿経済産業局 産業部 中小企業課 06-6966-6023 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館／2・3・5階

中国経済産業局 産業部 中小企業課 082-224-5661 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号

四国経済産業局 産業部 中小企業課 087-811-8529 〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33

九州経済産業局 産業部 経営支援課 092-482-5592 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館

内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課 098-866-1755 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-0459 FAX : 03-3501-6805 Email : keieiantei@meti.go.jp